

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町 5 矢野ビル 4F 電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276 担当:見目

今後の高年齢者雇用の変化と注意点

高齢化が進む中、65歳までの雇用の義務化が検討され、また、来年4月には公的年金の 支給開始年齢が今の60歳から61歳となります。このような高齢労働者を取り巻く 環境の変化に伴い今後企業の対応が迫られることになりそうです。

65歳までの雇用の義務化



現在、厚生労働省の諮問機関である 労働政策審議会では、高年齢者等雇 用安定法を改正し、希望者全員の 65 歳までの雇用を義務化すること が提案されています。

公的年金の支給開始年齢の引き上げ

現在、一般的なサラリーマンは60歳から年金を受け取る ことができます。しかし、男性の場合、来年4月からは、 60 歳では年金が受給できず、61 歳以降の受取り開始と なります。その後、年金の支給開始年齢は段階的に引き上 げられ、9年後の平成33年には65歳にならなければ年 金を受取ることができなくなります。

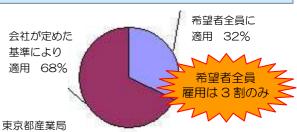
●高年齢者の雇用の実態



厚生労働省「平成 23 年高年齢者の雇用状況」より (※51人以上規模)

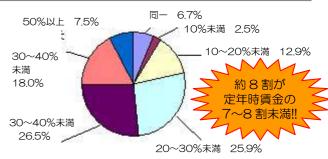
定年後に希望者全員を雇用しない企業がおよそ7割もあるにも 係わらず、高年齢労働者数は年々増加しています。また定年後 の賃金は人件費の圧縮や公的年金や雇用保険の給付を考慮し、 定年時の60~70%程度としている企業が多くなっています。

定年後の再雇用基準



「中小企業の賃金・退職金事情 平成 22 年版」より (※都内 10 人以上規模企業)

定年後の賃金低下率



東京都産業局「中小企業の賃金・退職金事情 平成 22 年版」より (※都内 10 人以上規模企業)

実態

●高齢化による高齢者の増加

高年齢者雇用に関する今後の注意点

- ●65歳までの雇用の義務化
- ●年金の支給時期の引き上げ ●晩婚化・高齢出産率の上昇

変 化

【高齢労働者の増加】

雇用しなければならない高齢者の増加

▲【収入の確保の必要性】

′ 定年後も収入が必要なケースが増加

対 応

- ●再雇用制度の見直し
- ●定年後の賃金・処遇の見直し
- ■高齢者用の評価、賃金制度の構築
- ●65 歳雇用を前提とする人事・

賃金制度の見直し など

~年金支給開始年齢が引き上げられる、平成25年4月までに対応を迫られる可能性があります~ 来年4月以降、定年60歳を迎える従業員がいる企業はご注意ください。